

岐阜県公報

第二千八百四号

平成二十八年十二月二日

(金曜日)

目次

告示

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知
 道路の区域変更
 道路の供用開始
 (治山課) 七五八
 (道路維持課) 七六〇
 (同) 七六〇

選挙管理委員会告示

政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体
 (選挙管理委員会) 七六一

公示

指定自立支援医療機関の指定
 指定自立支援医療機関の指定辞退
 平成二十八年年度砂利採取業務主任者試験合格者
 障害者就業・生活支援センターの指定
 県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等
 土地改良区役員の退任及び就任
 (保健医療課) 七六一
 (同) 七六一
 (商工政策課) 七六一
 (労働雇用課) 七六三
 (農地整備課) 七六三
 (揖斐農林事務所) 七六三
 (法務・情報公開課) 七六四
 (同) 七六四

農林水産大臣の保安林に指定の予定中訂正
 土地改良区役員の退任及び就任中訂正
 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知中訂正
 (治山課) 七六四

政治活動のために寄附を受け、又は支出することができない団体中訂正

(選挙管理委員会) 七六四

告示

岐阜県告示第六百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十八年十二月二日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下呂市萩原町四美字根越三三四八の一、三三四八の二〇から三三四八の二三三まで、三三四八の二二八

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下呂市萩原町山之口字深谷三三〇二、三三〇三、火打字鍋ヶ洞七二三の一八から七二三の三一、小川字小沢七八三の六四、七八三の二〇〇、七八三の二〇七、字東又八五一の二、八五一の四、馬瀬名丸字小田洞一六一一、字熊ヶ岩ス一六一二、馬瀬中切字大葛谷平一九六の二、門原字アルキヶ谷二二二の四

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字小田洞一六一一、字熊ヶ岩ス一六一二
- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
- (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第六百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十八年十二月二日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

高山市清見町夏厩字丸野六八一の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）・六八一の三（国有林）・字ロクロセ六八三の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）・字切越六八四の一・六八四の三（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）・字猿洞六八五の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）・清見町二本木字赤坂六四九（国有林）・字水上洞七五五（国有林。次の図に示す部分に限る。）・字奥彦谷山七五六（国有林）・字彦谷山七五七（国有林）・字釜ヶ平七五八（国有林）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十八年十二月二日

岐阜県知事 古 田 肇

(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

郡上市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、郡上市（次の図に示す部分に限る。）

(二) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

郡上市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、郡上市（次の図に示す部分に限る。）

(二) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採は禁止する。
郡上市（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 次の森林については、主伐は、択伐による。
郡上市（次の図に示す部分に限る。）
 - (3) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

郡上市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、郡上市（次の図に示す部分に限る。）

(二) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採は禁止する。
郡上市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) その他の森林については、主伐は、択伐による。
- (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部
治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第六百八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を
次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年十二月二日から二週間岐阜県土木整備部道路維
持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
一般国道	四百十八号	関市東新町六丁目三五五番七地先から 同市同町同番一地先まで	前 後	二・三・五 二・三・四	二・三・六 二・三・六	

岐阜県告示第六百九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を
次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年十二月二日から二週間岐阜県土木整備部道路維
持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
県道	金関山線	関市市平賀字上流三六五番七地先から 同市同字同番八地先まで	前 後	一六〇 一六〇	三六三 三六三	

岐阜県告示第六百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を
次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年十二月二日から二週間岐阜県土木整備部道路維
持課及び岐阜県郡上市土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
一般国道	二百五十六号	郡上市八幡町旭字堀越一〇二四番地先から 同市同町同字同番一〇二番一六一地先まで	前 後	七・五 七・五	一八四 一八四	

岐阜県告示第六百一十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供
用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年十二月二日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又は決定の又は変更の又は告示年月日ほか)
県道	打保線 神岡線 停車場	飛騨市神岡町殿字保木戸平一六八〇番一 地先から 同市同町同字同 六八四番一 地先まで	—	二〇四・八	平成二六・三・二	平成二三・二・一

岐阜県告示第六百十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年十二月二日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二日

岐阜県知事 古 田 肇

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政党又は政党の支部の場合その旨の表示	当該政党の支部を政党とする名称	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
一言を成す会(現誠後援会)	堀	誠	岐阜市加納西丸町1-26			

道路の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又は決定の又は変更の又は告示年月日ほか)
一般国道	三百六十六号	飛騨市河合町天生字金つめ谷三八四番一 地先地内		七・四	平成二六・三・二	平成二六・四・一五

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第八十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第二項の規定により、次の政治団体は、平成二十七年六月一日以後、政治活動(選挙運動を含む。)のために寄付を受け、又は支出をすることができない団体となつたので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十八年十二月二日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

公 示

指定自立支援医療機関の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十八年十二月二日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの

（薬局）

名 称	所在地	自立支援医療の種類	指 月 日 定
杉山薬局 瑞穂店	瑞穂市稲里六九〇八	精神通院	平成 六・三・一
瑠璃光薬局	養老郡養老町船附一三四三番地	同	同

（指定訪問看護事業者等）

名 称	所在地	自立支援医療の種類	指 月 日 定
訪問看護ステーション せせらぎ	岐阜市三笠町一丁目一四番地	精神通院	平成 六・三・一
ゆかりの郷 訪問看護 ステーション花園	各務原市蘇原花園町三丁目五九番一	同	同

指定自立支援医療機関の指定辞退

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定による指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十八年十二月二日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの

（病院又は診療所）

名 称	所在地	自立支援医療の種類	辞 月 日 退
心療内科オークヒルズ クリニック	各務原市鷺沼古市場二二二一	精神通院	平成 二〇・三
各務原内科	各務原市鷺沼西町四一三三六	同	平成 六・八・七

（薬局）

名 称	所在地	自立支援医療の種類	辞 月 日 退
瑠璃光薬局	養老郡養老町船附一三四三番地	精神通院	平成 六・二・三〇

（指定訪問看護事業者等）

名 称	所在地	自立支援医療の種類	辞 月 日 退
訪問看護ステーション せせらぎ	羽島郡岐南町八剣六六七B FILED六七一A	精神通院	平成 六・二・三〇

平成二十八年年度砂利採取業務主任者試験合格者

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定により実施した平成二十八年年度砂利採取業務主任者試験の合格者の受験番号は、次のとおりです。

平成二十八年十二月二日

岐阜県知事 古 田 肇

受験番号	受験番号	受験番号
九	一〇	一一
一一	一二	一三
一三	一四	一五
一六	一七	一八
一九	二〇	二一
二二	二三	二四
二五	二六	二七
二八	二九	三〇
三一	三二	三三
三四	三五	三六
三七	三八	三九
四〇		

障害者就業・生活支援センターの指定

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二十七条第一項の規定により同法第二十八条に規定する業務を行う者を指定したので、同法第二十七條第二項の規定により、次のとおり公示する。

平成二十八年十二月二日

岐阜県知事 古 田 肇

指定を受けた者の名称	住 所	事務所の所在地	指定に係る地域
社会福祉法人舟伏	岐阜市日野東四丁目一〇番一八号	岐阜市日野東四丁目一〇番一八号	岐阜市（長良川以北）、各務原市、山県市、本巣市

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第四項の規定により次の県営土地改良事業の変更についてその概要等を多治見市長と協議したので、同条第六項において読み替えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定により公示し、事業計画の変更についてその概要等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年十二月二日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
東濃地区（上原一池）	多治見市役所	平成二九・一一・六二

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の

とおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十八年十二月二日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区	退任年月日	役名	氏名	住 所
西郡井水土地改良区	平成二六・〇・八	理事	青木信嘉	揖斐郡揖斐川町清水 一八九番地一
			細野幸雄	揖斐郡揖斐川町上三野 三二七番地
			久保田博視	揖斐郡大野町大字瀬古小字瀬古三二八番地一
			澤野廣司	揖斐郡大野町大字野 一二四五番地
			横山公一	揖斐郡大野町大字黒野二二三番地六
		監事	小森光夫	揖斐郡大野町大字中之元五二八番地七
			堀 泰雄	揖斐郡揖斐川町清水 五七〇番地
			廣瀬陸夫	揖斐郡大野町大字大野一〇四五番地一〇

就任した役員

土地改良区	就任年月日	役名	氏名	住 所
西郡井水土地改良区	平成二六・〇・九	理事	青木信嘉	揖斐郡揖斐川町清水 一八九番地一
			細野幸雄	揖斐郡揖斐川町上三野 三二七番地
			小森光夫	揖斐郡大野町大字中之元五二八番地七
			澤野廣司	揖斐郡大野町大字野 一二四五番地
			横山公一	揖斐郡大野町大字黒野二二三番地六
		監事	大久保徹	揖斐郡大野町大字大野一八三番地一
			堀 泰雄	揖斐郡揖斐川町清水 五七〇番地
			山村茂正	揖斐郡大野町大字松山小字松山二〇番地二

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十八年十二月二日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区	揖東井水	平成 二六・〇・八	年月日	退任	役名	氏名	住所	所
					理事	山岸 壽一	揖斐郡大野町大字麻生 二五六番地	
					同	細野 孝雄	揖斐郡揖斐川町上三野 二五四番地	
					同	山下 紀美	揖斐郡揖斐川町島 二四一番地	
					同	桑原 利幸	揖斐郡大野町大字領家 三二二番地	
					同	加納 準一	揖斐郡大野町大字五之里八六五番地	
					同	加納 幸雄	揖斐郡大野町大字下方三二八番地	
					監事	加納 幸雄	揖斐郡大野町大字下方三二八番地	
					同	國枝 敬司	揖斐郡大野町大字加納二二一番地	
					同	牧村 忍	揖斐郡大野町大字公郷一四四〇番地	

就任した役員

土地改良区	揖東井水	平成 二六・〇・九	年月日	就任	役名	氏名	住所	所
					理事	山岸 壽一	揖斐郡大野町大字麻生 二五六番地	
					同	細野 清行	揖斐郡揖斐川町上三野三二〇番地	
					同	伊藤 洋文	揖斐郡揖斐川町島 三三五番地	
					同	桑原 利幸	揖斐郡大野町大字領家 三二二番地	

同 加納 準一 揖斐郡大野町大字五之里八六五番地一
 監事 加納 幸雄 揖斐郡大野町大字下方三二八番地一
 同 國枝 敬司 揖斐郡大野町大字加納二二一番地一
 同 牧村 忍 揖斐郡大野町大字公郷一四四〇番地

正 誤
 (校正誤り)
 平成二十八年十月七日第二千七百八十八号 農林水産大臣の保安林に指定の予定(岐阜県告示第五百十六号)六三七頁上段後から五行目中「五百十六号」は、「五百十五号」の誤り。

正 誤
 (校正誤り)
 平成二十八年十月二十五日第二千七百九十三号 土地改良区役員の退任及び就任六八二頁上段後から十行目中「大橋 光治」は「大橋 光治」の、同段後から六行目中「一〇三番地」は「一〇三番地」の、同頁下段前から四行目中「早川 日吉司」は「早崎 日吉司」の誤り。

正 誤
 (原稿誤り)
 平成二十七年十二月二十二日第二千七百九十九号 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(岐阜県告示第七百十八号)八五二頁下段前から十一行目中「字赤埜知」は、「字赤埜知」の誤り。

正 誤
 (原稿誤り)
 平成二十七年四月二十四日第二千六百四十二号 政治活動のために寄付を受け、又は支出をすることができない団体(岐阜県選挙管理委員会告示第四十一号)三一九頁中

一言を成す会(掲載後援会)

前

誠

松

岡

隆

二

岐阜市加納西丸町1 26

誤り。

高橋ひでかずを育てる会	高橋正司	高橋まゆみ	本巣市長屋126					
高橋ひでかずを育てる会	高橋正司	高橋まゆみ	本巣市長屋126					

平成二十八年十二月二日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社